

## ◎新潟県公安委員会告示第26号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に対する審査を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 廸 義

### 1 審査の対象者

審査の対象者は、新潟県内に住所地を有する者、所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員又は新潟県公安委員会から警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旧規則第1条に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であって、平成17年11月21日において、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日において、現に当該旧検定に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

### 2 審査の種別及び級

次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に対応する同表の右欄に掲げる警備業務の種別及び級について審査を実施する。

旧検定に係る警備業務の種別及び級	審査に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備1級	空港保安警備業務1級又は2級
空港保安警備2級	空港保安警備業務2級
常駐警備1級	施設警備業務1級又は2級
常駐警備2級	施設警備業務2級
交通誘導警備1級	交通誘導警備業務1級又は2級
交通誘導警備2級	交通誘導警備業務2級
核燃料物質等運搬警備1級	核燃料物質等危険物運搬警備業務1級又は2級
核燃料物質等運搬警備2級	核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
貴重品運搬警備1級	貴重品運搬警備業務1級又は2級
貴重品運搬警備2級	貴重品運搬警備業務2級

### 3 審査の方法

書面審査とする。

### 4 申請手続

#### (1) 受付期間

平成24年6月1日（金）から当分の間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

#### (3) 申請先

原則として、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる警察署とする。

申請者の区分	申請先
新潟県内に住所地を有する者	住所地を管轄する警察署
所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員 （新潟県内に住所地を有する者を除く。）	営業所の所在地を管轄する警察署
上記以外の者	新潟県内いずれかの警察署

#### (4) 提出書類

申請者は、審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

ア 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 旧合格証の写し1通

ウ 1の(1)又は(2)に該当することを疎明する書面

(7) 1の(1)に該当する者は、当該旧検定に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

(4) 1の(2)に該当する者は、当該旧検定に係る指定講習に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「指定講習講師従事証明書」という。）

ただし、所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書を提出することができないことについて、やむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、1の(1)又は(2)のいずれかに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書に代えて提出すること。

エ 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、次に掲げるもののいずれかの書面

(7) 新潟県内に住所地を有する者は、当該住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）

(4) 所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 提出方法

原則として、申請者本人が、(3)の申請先に持参するものとする。ただし、申請者が警備員である場合で、かつ、やむを得ない事情があるときは、申請者の所属する営業所の従業員が持参することを認める。

(6) 結果の通知

審査の結果は、申請先の警察署を通じて通知する。

5 手数料

手数料は、徴収しない。

6 審査に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）